

○伊賀市看護師等修学資金貸与規程

平成16年11月1日告示第105号

改正

平成24年3月14日告示第23号

平成25年3月26日告示第36号

平成25年11月25日告示第218号

伊賀市看護師等修学資金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、助産師及び看護師を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者に対し、予算の範囲内で修学資金を貸与し、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、伊賀市における助産師及び看護師の充実を図ることを目的とする。

(貸与の対象)

第2条 修学資金貸与の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者で卒業後遅滞なく病院等に勤務することができるものとする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した助産師養成所に在学する者
- (2) 法第21条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した看護師養成所に在学する者

(貸与額及び貸与期間)

第3条 修学資金は、月額5万円又は月額10万円とし、利子は付さない。

- 2 修学資金を貸与する期間は、在学する養成施設の正規の修学期間内とする。

(貸与の申請手続)

第4条 第2条の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書（様式第1号）を在学する養成施設の長を経由して市長に提出しなければならない。

(保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

- 2 保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の決定)

第6条 市長は、第4条の申請書を受理したときは、書類審査及び面接により修学資金を貸与する者を決定し、修学資金貸与決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 修学資金貸与の決定を受けた者（以下「修学生」という。）は、誓約書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（届出）

第7条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- （1）氏名又は住所を変更したとき。
- （2）退学したとき。
- （3）修学資金の貸与を受けることを辞退するとき。
- （4）修学に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。
- （5）休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- （6）復学したとき。
- （7）卒業したとき。
- （8）連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があった場合又は死亡その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき。

2 前項第2号から第6号までの届出にあつては、在学する養成施設の長を経由するものとする。

（貸与の取消し等）

第8条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実の発生した日の属する月からその貸与を取り消すものとする。

- （1）退学したとき。
- （2）死亡したとき。
- （3）修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- （4）申請書に虚偽の記載をし、又は不正の手段によって修学生となったとき。
- （5）その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがないと市長が認めたとき。

（借用証書）

第9条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金として貸与を受けた金額について借用証書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- （1）当該養成施設を卒業したとき。
- （2）前条の規定により修学資金の貸与を取り消されたとき。

（返還）

第10条 修学資金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が発生した日の属する月の

翌月から起算して貸与を受けた期間に相当する期間内に返還しなければならない。

- (1) 助産師又は看護師の免許を取得したとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に助産師又は看護師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 第6条の規定により修学資金の貸与を取り消されたとき。

(返還明細書)

第11条 前条の規定により修学資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日から起算して3か月以内に修学資金返還明細書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(返還の方法)

第12条 修学資金の返還は、月賦又は半年賦の均等払方法により返還するものとする。ただし、繰上げ償還を妨げない。

(返還の全部免除)

第13条 市長は、修学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した修学資金の全部の返還を免除することができる。

- (1) 養成施設卒業後1年以内に助産師又は看護師の免許を取得し、直ちに伊賀市立上野総合市民病院の業務に従事した場合で、5万円貸与にあつては貸与を受けた期間に相当する期間、10万円貸与にあつては貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間引続き従事したとき。ただし、産前休暇、産後休暇、育児休暇及び疾病災害その他の理由により業務に従事することができなかつた場合には、当該期間は業務従事の期間には算入しないものとする。
- (2) 前号に規定する業務従事の期間中又は前号ただし書の業務に従事することができなかつた期間中に死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。
- (3) 市長が特に必要と認めたとき。

(返還の一部免除)

第14条 市長は、修学生であった者が養成施設卒業後1年以内に助産師又は看護師の免許を取得し、直ちに伊賀市立上野総合市民病院の業務に従事したが修学資金5万円の貸与を受けた期間に相当する期間又は10万円の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間を経過しない間に業務に従事しなくなつた場合は、次に定めるところにより修学資金の返還を一部免除することができる。

- (1) 一部免除の額は、伊賀市立上野総合市民病院において業務に従事した月数を5万円貸与にあつては貸与を受けた月数で除して得た数値を、10万円貸与にあつては貸与を受けた月数の2分の3で除して得た数値を修学資金の未返還額に乗じて得た額とする。

(2) 前号の業務に従事した月数の算定は、業務に従事した初めの日の属する月から業務に従事した最後の日の属する月までとする。

(延滞利息)

第15条 第10条の規定により修学資金の返還を要する者は、正当な理由なくして修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、延滞金に年7.3パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、看護職員の修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、上野市看護師等修学資金貸与規則（平成7年上野市規則第23号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月14日告示第23号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日告示第36号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月25日告示第218号）

この告示は、平成25年12月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第11条関係）